

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年 7月 29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本生命保険相互会社 代表取締役社長 清水 博			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	234台	2台	0台	248台
	冷蔵機器及び冷凍機器	17台	0台	0台	17台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	39.3	キログラム	2.3	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	フロン排出抑制法に基づき、簡易点検は年4回、定期点検については有資格者による点検を実施			
	廃棄時	機器管理台帳に記載の機種と台数を必ず確認し対応			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	機器故障時には、可能な限り迅速に修理対応を行うことにより漏洩の早期発見に努めている			
	廃棄時	充填回収業者に必ず依頼			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	空調機器の入替時に、地球温暖化係数が低い冷媒製品を選択し導入				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。